

工事特記仕様書（改修）	
I. 工事名称	津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市安芸町妙法寺地内
2 敷地面積	13,259.73㎡
3 工事内容	
標名称	処理棟
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	
延べ面積	3,493.76㎡
工事項目	防水改修
III. 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。
2 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
① 一般共通事項	① 適用基準等	<p>1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>2) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>3) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>4) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>5) 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>6) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p>																					
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低騒音・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 場外退出現、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</p> <p>※ 作業は土、日、祝日を除く平日に行うこと。</p> <p>※ 場内は施設車両が通行するため定められた進行方向を厳守し、徐行運転に心がけること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 (防水)</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 引き渡しを要するもの（ ・ 無 ・ ）</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類 ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等 ） 処理方法（ ）</p> <p>・ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有（ ・ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ （ ） ）</p> <p>・ 石棉含有成形板等解体時の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 飛散されない様にする。 保護具及び作業着を着用すること。 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 <p>・ 現場において再利用を図るもの（ ）</p> <p>・ 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材</p> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他 (防水)	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
建築設備・内装等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
その他 (防水)	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
③ 発生材の処理等 (1.3.12)																							

④ 建設副産物情報交換システムの利用	受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量を集計）を超えて請求することはできない。																																
⑥ 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 配置する																																
⑦ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
⑧ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
⑨ 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）																																
⑩ 建築材料等	<p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。</p> <p>2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p> <p>測定対象化学物質（●で示したものをとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>ステレン</th> <th>パラジロロペンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）</p> <p>測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法）</p> <p>測定時期 ・ （ ）</p> <p>報告書提出回数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	ステレン	パラジロロペンゼン	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●	●	住宅	●	●	●	●	●	●	●	その他	●	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	ステレン	パラジロロペンゼン																										
学校、教育施設	●	●	●	●	●	●	●																										
住宅	●	●	●	●	●	●	●																										
その他	●	●	●	●	●	●	●																										
⑪ 化学物質の濃度測定 (1.6.9)																																	
⑫ 特別な材料の工法	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
⑬ 騒音・振動の防止																																	
⑭ 工事写真 (1.2.4)	<p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。</p> <p>提出部数1部 用紙は上質紙とする。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。</p> <p>作成する（ ・ 完成図 ○ 安全に関する資料 ・ （ ） ）</p> <p>完成図作成範囲（設計図を訂正）</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。</p> <p>・ デジタルカメラで撮影し、全て1/8版相当サイズで印刷する。</p> <p>（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部</p> <p>箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なして撮影すること。</p>																																
⑮ 完成図等 (1.8.2) (1.8.3)																																	
⑯ 完成写真																																	
⑰ 設備工事との取合い	<p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。</p> <p>また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>																																
⑰ 事故の発生時																																	
⑱ 消防提出書類	<p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p>																																
⑲ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
⑳ 不正軽油の使用の禁止	<p>1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。</p>																																
㉑ 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。																																

② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） 																																																																								
	② 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別（参考） ・ 脚立 ・ 欄足場 ・ その他（ ）</p> <p>外部足場の種別（参考） ・ 手摺先行据置き組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車 ・ その他（ ）</p> <p>外部足場設置範囲（参考） ・ 外部改修部 ・ 設備改修部 ○ 昇降用 ・ 転落防止用防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p> <p>足場（つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て、市監督員立ち会いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1）又は2）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者 																																																																								
	③ 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ）</p> <p>既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない</p>																																																																								
	④ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ） せつこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ） 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）</p>																																																																								
	⑤ 監督員事務所 (2.4.1)	<p>・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上げ</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り					種類	機・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	個	組	台	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																				
	監督員事務所の仕上げ																																																																									
	部 位 等	仕 上 げ																																																																								
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																								
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																																																								
屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																																																									
種類	機・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																					
数量	個	組	台	個	個																																																																					
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																					
数量	足	着	個	個	台																																																																					
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																					
数量	個	個	台	台	台																																																																					
⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない																																																																									
⑧ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない																																																																									
⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																																									
⑩ 交通誘導警備員	配置 ・ 図示（図面番号： ）																																																																									

津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		編尺	—
図面名称	改修工事特記仕様書 1	原因	A 2
津市建設部営繕課		No.	A-01

③ 防水改修工事

工法	種別	施工箇所
・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3	
・ P1E	・ E-1 ・ E-2	
・ P2E		

改質アスファルトルーフィングシート
 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()
 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()
 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, T1B1, POD1, M3D1, M4D1)
 材質 ・ ()
 ・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種 b A (スキンあり)
 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種 1号
 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種 2号
 厚さ ・ ()
 ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号:)

(3.3.3)(2)(4) 脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1)
 (3.3.3)(3) ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())
 ・ 設けない
 ・ 仕上塗料 種類 () 使用量 ()

(3.3.5) 保護コンクリートの厚さ 全て仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ()
 床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ()

(表8.1.5) 全て仕上げの場合のコンクリートの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種
 保護層 ・ 設ける ・ 設けない
 屋上排水溝の適用 ・ 適用する
 立上り保護 ・ 乾式保護材 ()
 ・ れんが (材種 ・ JIS R1250)

2 改質アスファルトシート防水
 (3.4.2) 改質アスファルトシート
 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート
 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

断熱工法の断熱材 (M3ASI, M4ASI, POASI)
 材質、厚さ ()
 図示 ()

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2		

脱気装置
 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())
 ・ 設けない

ルーフィングシート
 種類 () 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()
 厚さ () 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()

絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート
 固定金具の材質及び寸法形状 ・ 図示 ()
 断熱工法の断熱材 (POS1, S4S1, S3S1, M4S1)
 材質、厚さ ()
 ・ 図示 ()

工法	種別	種別	仕上塗料
・ M4S ・ M4S1	・ S-M1 (S1-M1) ・ S-M2 (S1-M2)		

(3.5.3) 脱気装置
 (3.5.3) ・ 設ける (設置数量 () 図示 (図面番号: A-O-4)、材質 (ステンレス))
 ・ 設けない

(3.5.4) 既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
 目地処理 ・ 図示 (図面番号:)
 増張り ・ 図示 (図面番号:)
 機械式固定方法
 風圧力に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:)
 保護層の施工 ・ 図示 (図面番号:)

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ P0X ・ L4X	・ X-1 () X-2		

脱気装置
 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())
 ・ 設けない

工法	種別	施工箇所
・ P1Y ・ P2Y	・ Y-2	

保護層 ・ 図示 (図面番号:)
 防水工事の保証年限
 () 保証年限10年 ・ その他 ()

5 既存防水層表面の仕上塗装の除去
 (3.2.6)(3)(4) (M4AS, M4ASI, M4C, M4D1) ・ 行う ・ 行わない
 (3.2.6)(3)(3) (L4X) ・ 行う ・ 行わない

6 シーリング
 (3.7.2) (表3.7.1) 材料

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコン系	
・ MS-2	変成シリコン系	
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

(3.7.4~7) 工法
 ・ シーリング充填工法
 () シーリング再充填工法
 ・ 拡幅シーリング再充填工法
 ・ プリッジ工法

(3.7.8) シーリング材の試験
 ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 行わない

7 とい (3.8.2) (表3.8.1) (表3.8.2) 材料
 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラー) ・ 配管用鋼管 (白管)
 ・ ()

とい受金物及び足金物

といの材種	形状	取付け間隔

工法 ・ 図示 (図面番号:)

8 アルミニウム製 笠木
 (3.9.2)(3) (表3.9.1) 部材の種類
 ・ 押出し250形
 ・ 押出し300形
 ・ 押出し350形
 ・ 板材折曲げ形 (本体幅 () mm、板厚 ・ 2.0mm ・ ())

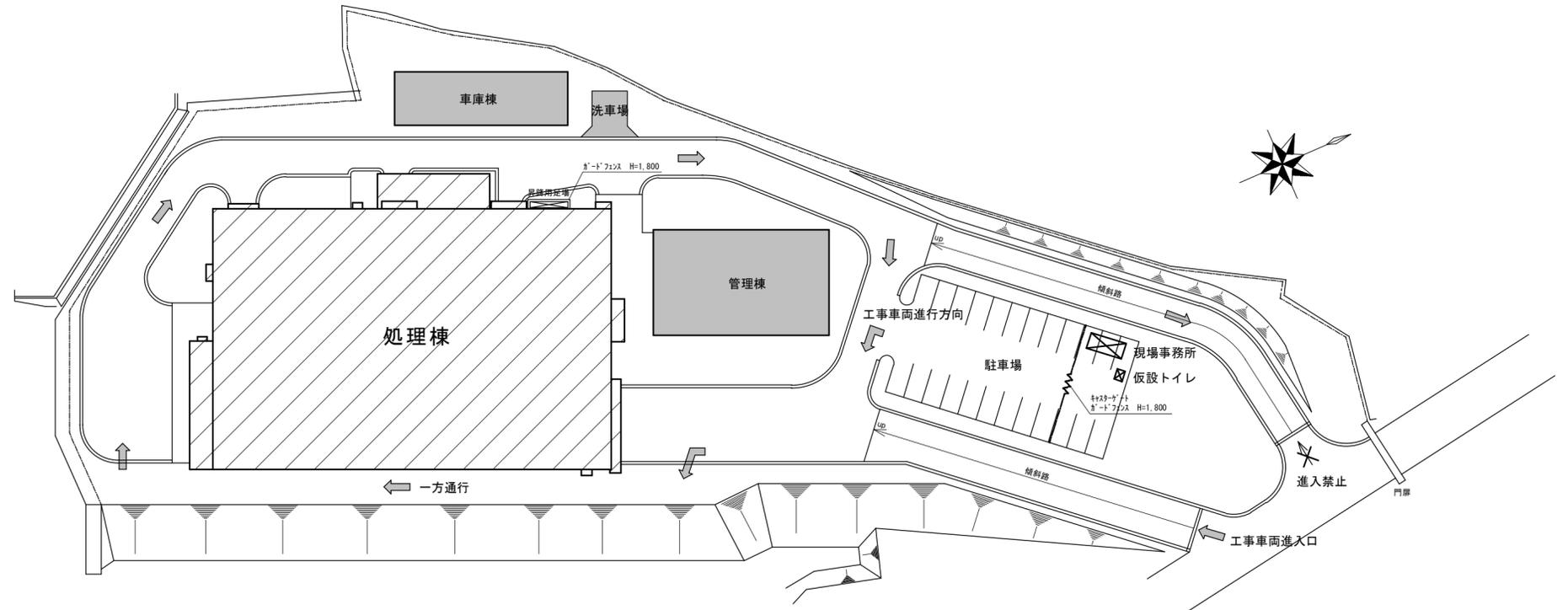
(3.9.3)(2) 固定金具の間隔 (mm)
 固定方法 ・ ()

(3.9.3)(4) 表面処理 ・ ()
 工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示 (図面番号:)
 下地補修の工法 ・ 図示 (図面番号:)
 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示 (図面番号:)
 笠木固定金具の工法 ・ 図示 (図面番号:)

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法は施工計画書として提出する。



附近見取図

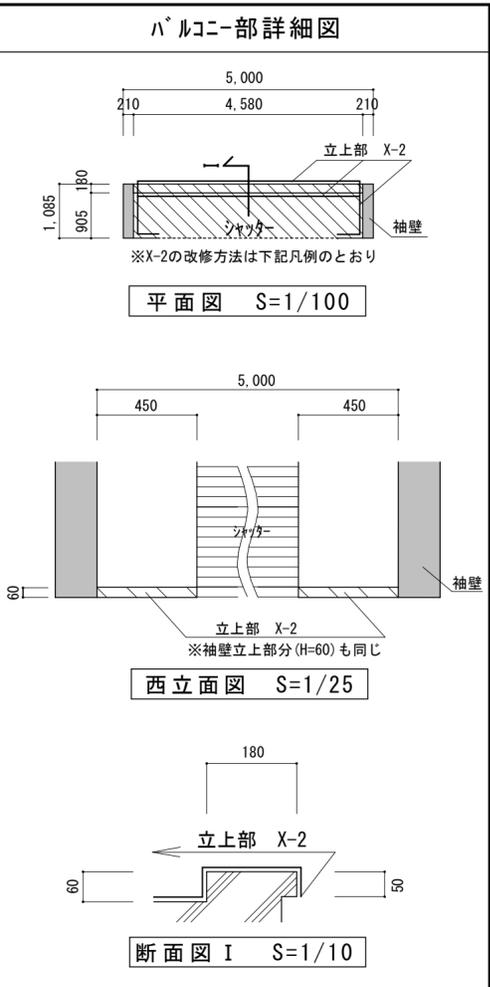
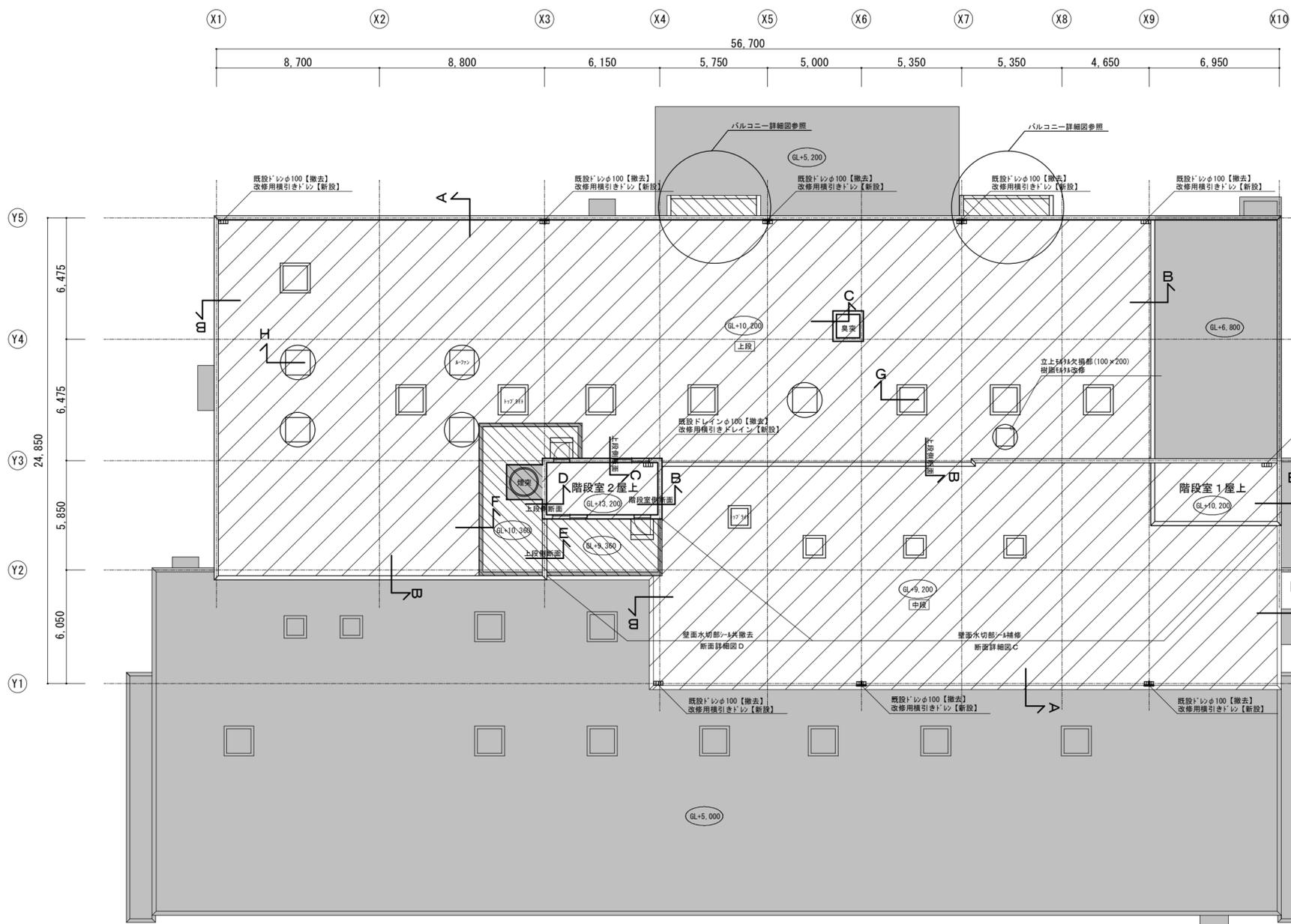


凡例

- 工事車両動線
- 工事範囲

配置図兼仮設計画図 S=1/600

津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		縮尺 1/600
図面名称	附近見取図、配置図兼仮設計画図	原図：A 2
津市建設部営繕課		No. A-03



- | | | |
|--|--------|-------------------------|
| | 改修前：平場 | アスファルト露出防水 既設のまま |
| | 立上り | ※継目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理 |
| | 改修後：平場 | アスファルト露出防水 撤去 |
| | 立上り | 水洗いの上、シート防水 S-M2 |
| | | ケレン清掃、ホリマセメントによる下地調整の上、 |
| | | シート防水 S-F2 |
- | | | |
|--|--------|--|
| | 改修前：平場 | 土間コンクリート 既設のまま |
| | 立上り | (1)アスファルト露出防水 撤去 |
| | | (2)モルタル塗 既設のまま(土間、バルコニー部) |
| | 改修後：平場 | 水洗いの上、ウレタン塗膜防水 X-2 |
| | 立上り | (1)ケレン清掃、ホリマセメントによる下地調整の上、ウレタン塗膜防水 X-2 |
| | | (2)水洗いの上、ウレタン塗膜防水 X-2(土間、バルコニー部) |
- | | |
|--|-------|
| | 改修範囲外 |
|--|-------|

※平場部分共通事項 シート防水部分脱気筒 平場毎、50~100㎡毎に設置すること (階段室屋上部は各1か所設置すること)

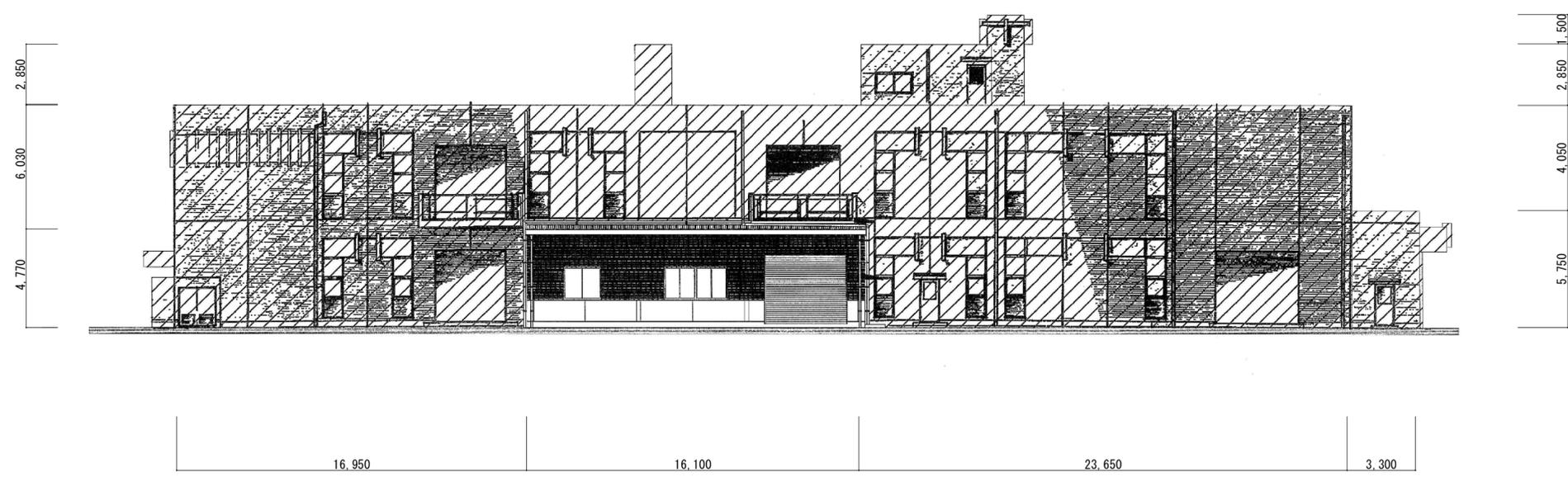
津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		縮尺 1/200 1/100, 25, 10
図面名称	R階平面図、バルコニー部詳細図	原因：A2
津市建設部営繕課		No. A-04

A部分詳細図		B部分詳細図		C部分詳細図	
改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
平場 7ß葦木露出防水 既設のまま	平場 水洗いの上、シート防水 S-M2 ※縦目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理	平場 7ß葦木露出防水 既設のまま	平場 水洗いの上、シート防水 S-M2 ※縦目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理	平場 7ß葦木露出防水 既設のまま	平場 水洗いの上、シート防水 S-M2 ※縦目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理
立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、シート防水 S-F2 (端部シール)	立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、シート防水 S-F2 (端部シール)	立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、シート防水 S-F2 (端部押え金物)
葦木 7ß葦木W275 取外し	葦木 7ß葦木W275 再取付け	葦木 7ß葦木W275 取外し	葦木 7ß葦木W275 再取付け	水切り 7ß葦木水切り 撤去	水切り 7ß葦木水切り (端部シール) 新設
D部分詳細図		E部分詳細図		F部分詳細図	
平場 土間コンクリート 既設のまま	平場 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2	平場 土間コンクリート 既設のまま	平場 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2	平場 土間コンクリート 既設のまま	平場 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2
立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、外吹塗膜防水 X-2	立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、外吹塗膜防水 X-2	立上り 土間コンクリート 既設のまま	立上り 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2
水切り 7ß葦木水切り 撤去	水切り -	葦木 7ß葦木W275 取外し	葦木 7ß葦木W275 再取付け		
G部分詳細図		H部分詳細図		※シート防水 S-M2の立上り箇所については入隅金物 (防錆処理鋼板に両面樹脂積層加工) を設置	
平場 7ß葦木露出防水 既設のまま	平場 水洗いの上、シート防水 S-M2 ※縦目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理	平場 7ß葦木露出防水 既設のまま	平場 水洗いの上、シート防水 S-M2 ※縦目はく離箇所、浮部等は切開及び加熱処理		
立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、シート防水 S-F2 (端部押え金物)	立上り 7ß葦木露出防水 撤去	立上り 外清掃、キリヤセメントによる下地調整の上、シート防水 S-F2 (端部押え金物)		
水切り 7ß葦木水切り (端部シール) 撤去	水切り 7ß葦木水切り (端部シール) 新設	水切り 7ß葦木水切り (端部シール) 撤去	水切り 7ß葦木水切り (端部シール) 新設		
7ß 砂目塗り 既設のまま	7ß 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2	7ß 砂目塗り 既設のまま	7ß 水洗いの上、外吹塗膜防水 X-2		
7ß 建具接合部シール (20x10) 撤去	7ß 建具接合部シール (20x10) 新設				

津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		編尺
図面名称	部分詳細図	1/20
津市建設部営繕課		原因: A2
		No. A-05



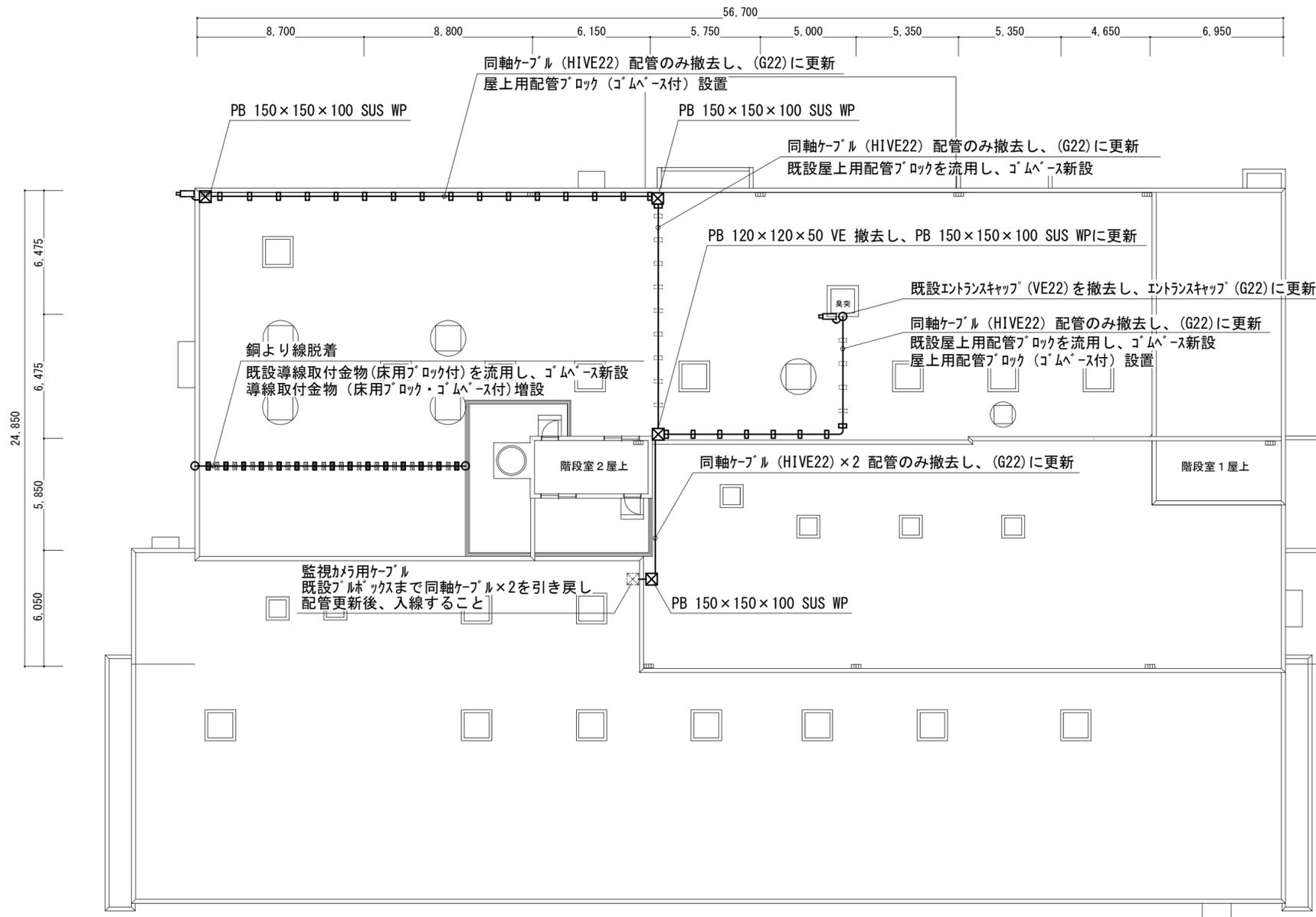
北面立面图



西面立面图

参考图

津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		縮尺	—
図面名称	立面图	原图	A 2
津市建設部営繕課		No.	A - 0 6



R 階平面図 S=1/200

凡例表

記号	名称	備考
□	屋上用配管ブロック	
■	導線取付金物	
□	既設屋上用配管ブロック	
■	既設導線取付金物	
□	既設監視カメラ	

津市安芸・津衛生センター処理棟防水改修工事		縮尺 1/200
図面名称	R階電気設備平面図	原図：A2
津市建設部営繕課		No. E-01